

平成30年鞍手町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
平成30年 3月30日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
開閉会日時		平成30年 3月30日 午後1時00分			星 正 彦	
及び宣告 閉会開議						議長
		平成30年 3月30日 午後2時36分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 員	13	須 藤 敏 夫		1	熊 井 照 明	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成30年第3回鞍手町議会臨時会議事日程

3月30日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算

平成30年3月30日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から平成30年第3回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第073工区）、（第74工区）の請負契約変更をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において13番議員 須藤敏夫君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第30号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第30号は、平成30年度鞍手町一般会計暫定予算であります。

平成30年度鞍手町一般会計予算につきましては、3月7日開会の3月定例会において議案第19号として提案いたしましたが、賛成少数で否決されました。

今回ご提案いたします平成30年度鞍手町一般会計暫定予算につきましては、本年4月1日から6月30日までの3ヵ月間を暫定期間とし、義務的経費、経常的経費等について計上することを基本的な考えとして編成したものであります。

予算規模につきましては、歳入が24億6,795万6,000円、歳出が23億392万7,000円となっており、暫定予算のため歳入歳出の金額は均衡がとれたものとはなっておりません。

議案第19号でご審議いただきました平成30年度鞍手町一般会計予算と比較いたしますと、歳入では31.8%、歳出では29.7%程度の予算編成となっております。

基本的には、義務的、経常的な経費の計上でございますが、住民生活への影響や事業の財源確保対策などを考慮して、一部の投資的あるいは政策的事業についても計上したものがございます。

また、暫定予算の期間中に契約等を要する経費のうち、契約期間が暫定予算の期間を超えて債務を負担する場合があります。債務負担行為を定めております。

具体的には、議案とともにお配りしております「平成30年度鞍手町一般会計暫定予算の概要」をご参照いただくことでご説明に代えさせていただきます。

暫定予算であります。町民生活への影響を最小限にとどめるとともに、町政の停滞、後退の回避に配慮した予算編成を行ったものであります。

以上、日程第3 議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算につきましての提案説明でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、くれぐれも、くれぐれも、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

日程第3 議案第30号について、まず、歳出について質疑をお受けします。

暫定予算に関する説明書の50頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、50頁から91頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

款毎の質疑に入る前に、先程町長からの提案の説明がありました。その中で最後に町民生活への影響を最小限にとどめるとともに、町政の停滞、後退の回避に配慮した予算編成になっていると、何卒ご審議の程よろしくお願ひしますということですが、まず、どうして当初予算が否決されたというふうに町長は認識されているのか、まず、その認識を聞かないと質疑に入れなと思うのです。

こういう事態になったことが、どういう理由でこういう事態になったのか、町長についての認識を尋ねたい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員のお答えをいたします。

本当に皆様方にはご迷惑をお掛けして申し訳なく思っております。

これの一連の件につきましては、私の不徳のいたすところであるとそのように思っております。本当に申し訳ございません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

言葉としては不徳のいたすところということなのですが、具体的にどういうところがこの否決に繋がったのか、もう少し本当にいまの町長の率直な気持ちを、個々議員の皆さんに伝

えてもらって、本当に真摯にこの予算について質疑を行ってもらいたいということであれば、その気持ちをもう一度伝えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように、本当に皆様方にはご迷惑をお掛けして申し訳ございません。私の本当に不徳のいたすところでございます。それ以上、それ以下でもございません。本当に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは要するに当初予算から削除されたもので、鞍手駅の関連施設の管理費委託料が699万円ほど今回の暫定予算の中で全て削除されています。

この概要のところでは言いますと3頁に当たります。

3頁の中程から下に財産管理費の計のところの上に、鞍手駅の関連施設管理費として691万円ほどが全額今回の暫定予算には計上されていないのですが、これ自体は町民生活に直接影響がないということから、これは計上されていないという認識でいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今回計上していませんのは、4月、5月、6月で支出が伴わない関係で、資質がない関係で7月以降に支出が発生するというので今回は上げておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、92頁から141頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

107頁、総合福祉センターの指定管理料が1,506万というふうに上がっていますが、4月からお風呂も福祉棟がなくなって、その分を減らして3ヵ月間の指定管理料というふうに。どういう計算をされてこの管理料が出て来たのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

指定管理料につきましては、福祉棟が廃止されたことに伴って1,764万9,000円の減額となっております。

主なものにつきましては、重油代が約667万円の減、福祉棟の使用料が600万8,000円の減、清掃業務委託料につきまして285万6,000円の減となっているところで、これについて当初予算といたしまして4,859万2,000円を計上予定としておりましたが、3ヶ月分を見込んでこの金額となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

115頁、私立保育所整備事業の補助金が4,119万円ほど上がっています。これ自体は義務的経費また扶助費等に当たるのかどうか、むしろ投資的経費にあたるのではないかなというふうに思うのですが、その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ここにつきましては、早急に進めないと住民生活に影響するものと考えておるものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これ自体がどう住民生活に直接影響が出るのか、私はちょっと理解できないのですが、もう少し、どういうふうに影響が出るのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

この建設に基づきまして、児童数の定員を31年度から30名増とするものでございます。これを持ってして住民生活に影響するものと考えたということでございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

要するに、今年度の予算ですし6月までの3ヶ月なんですね。おそらく30人定数増は今年度は定数増にならないでしょう。直接30増とは関係ないのではないですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

福祉人権課長の説明について若干補足をさせていただきます。

今回、この事業につきましては、県の補助事業の対象となっています。またこの事業につきましては、過疎対策事業債も財源として充当するようにしております。

この補助申請の関係からこの暫定予算に上げなければいけないということと、過疎対策事業債につきましては、例年5月が一次要望の時期となっています。過疎対策事業債の要望につきましては、まず予算に計上されていないものについては二次要望に下さいというような通知も来ておりますので、予算を計上しておかないと対象になっていきませんので、そういう補助財源の手続き上というところがございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

別の所で、3款 1目 4項に老人クラブ支援費というのがあります。これは全額落とされて計上されていないのですが、これについても県支出金が97万4,000円ほどあるのですね。ですから財源の関係から言うと、この老人クラブ支援費については先程のものとの違いは、過疎債がないことはありますがそれ以外には何かあって、これは全額落とせるような予算だったのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

これについては、申請が7月以降になるということで計上しておりません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、140頁から157頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、156頁から177頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、176頁から221頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

211頁の古月横穴の保存整備事業が1,280万円、伊藤常足旧邸の整備費が2,100万円程上がっています。これについても先程もお尋ねしましたように投資的経費ということになると思うのですが、その説明についてよろしくお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、古月横穴の保存整備事業でございますが、これも補助金の申請上予算を確定して、それから申請をさせていただくということでございます。そういう必要がございましたのでここに全額計上をさせていただいております。

それから伊藤常足旧宅の保存整備事業につきましても、県費補助金の請求が4月の初旬に申請、それからヒアリングと、そういうことともう一つは先程政策推進課長が申しましたように過疎債を充てておりますので、この一時申請は5月にあるということで、そのことから全額ここに予算を計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の財源の手当のことで補助金の必要がある、または過疎債の起債の必要があるということで、この古月横穴にしても伊藤常足の旧邸にしても本当に鞍手町の観光財産の一つだろうというふうに思います。

こういう30年度の予算の中には重要な予算もあっているわけですね。おそらく補助金を取るためには現課の課長さん以下かなりの努力があつてのことだろうというふうに思います。そういった重要な予算があるのを分かりながら町長が議会を軽視、または特定の議員に対しては非常に侮蔑したような言葉を発して、今回否決するというようなことに至りました。

そういった意味で、町長は本当に現課の苦労を分かっているのかどうか、もう一度その辺は、町長はどう考えているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように本当に申し訳ございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

本当に分かっているようには思いませんが、私自身は職員の皆さんの苦労は重々承知した上でいま質疑をさせていただいております。

本当に職員の方には否決することは申し訳なかったとは思いますが、まだ先に質問をさせていただきます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

219頁、学校給食の業務委託料ですが、委託の中身について、どういう内容で委託されるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この中身につきましては、まず給食の調理業務を委託するということと、もう1点は学校に配送する運搬業務、あと一部衛生管理業務、いろいろ中の清掃とかそういうふうなところを一部委託するようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これについてはもう契約は終わっているということですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

ここも9月だったと思いますが、債務負担行為決議で承認いただいておりますので、一応いま仮契約ということでさせていただいております。この予算の議決をいただきましたら本契約に入っていくように手続きをとっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。その下の備品購入費ですが、中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これにつきましては、先程言いました運搬用のトラックです。この運搬車が平成6年と平成7年に購入した車両2台で、購入から23～4年経過しております非常に、いろいろな所にガタが来ておりますので、この運搬車両を2台新規に購入したいということと、それと同時に食缶等を入れますアルミのコンテナがありますので、これを全て交換したいということで備品購入費として上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

18頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

18頁から49頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁、先程から出ています過疎対策事業債なのですが、3億5千万円上がっていますが、この中身について、全てこれを一次要望に上げるということで、この暫定予算の中に組込んでいるのでしょうかが具体的な中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この過疎債に充当する事業といたしましては、まず私立保育所事業費で1,280万円、それから道路維持管理事業費で1,580万円、橋梁維持管理事業費で1,910万円、下水道特別会計への繰出金として1億4,100万円、広域消防の負担金、これは30年度救助工作車の更新がございましてそれが4,350万円、公民館のエレベーターの改修に伴います公民館施設整備事業費で1,550万円、そして伊藤常足旧宅の整備事業費で1,050万円、体育総合施設整備事業費で5,040万円、給食センター管理費で1,340万円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは全てまず過疎債に一時要望で上げないといけないと。先程の私立保育所のように県の補助事業と絡んだものだとか、町民生活に直接今回上げておかないといけないものというふうに理解した方がいいですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。そのとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程、歳出のところで聞き忘れましたが220頁の公債費ですが、長期償還の元金が6億7,000万円、利子も5,600万円程が全然計上されていないのですが、そもそも公債費自体、義務的経費のうちの最たるものかなというふうに思いますが、ここに計上されなかった理由をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

暫定予算につきましては、あくまでもその暫定期間に支払うべき金額を計上しているというところでございます。

公債費につきましては、例年6月以降のもう少し遅い時期、年度末とかの時期になりますので、今回暫定予算には入っておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

117頁の学童保育施設整備事業費が519万8,000円ほど上がっていますが、その内容等を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

学童保育の施設整備事業費といたしまして419万8,000円と100万円が計上されております。これにつきましては剣南学童のびのびクラブの定員が約78名ほど30年度に見込まれております。この学童保育につきまして、クラブを2つに分割することと考えております。

町内3クラブ29年度はございますが4クラブにいたしまして、剣南学童保育の分を2クラブと分けることと考えております。

場所といたしましては、旧教育委員会を今半分の1室をクッションフロアーにして利用していますが、旧教育委員会全体を改修予定としておりまして、この学童保育施設整備事業費としております。

尚、財源につきましては、116頁に国庫支出金と県支出金の173万2,000円がこの総額の3分の1の額がそれぞれ上がっているという状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

そうすると3分1、国庫支出金と県支出金を上げるため必要な数字ということによろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

そのとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今のところの学童のところですが、これを2つに分けるという説明でしたが、2つに分ける理由はなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程申しましたとおり29年度では約80名ちょっとの学童の子ども達が通っております。人数が多いために28年度に旧教育委員会の一室をクッションフロアにして利用しておったのですが、そもそも学童に関する設備の運営基準で概ね児童の数は40名以下というふうになっております。これでやむを得ずそのような対応しておったのですが、2つに分けて標準の形に取りたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第30号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時32分

再開 14時30分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第30号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第30号について討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算について、反対の立場で討論をいたします。

地方独立行政法人くらて病院に対する町長の一連の不当介入が招いた現状は、現時点においても何ら変わることがありません。

また、4月以降病院の診療体制、医師の確保等についても委員会において政治生命を懸けて正常化にすると行ったにも拘わらず現在の状況を招いていることは明らかであります。

設置団体の長である町長の自らが行った行為によって地域医療が崩壊していると言っても過言ではありません。

これを受け、12月議会において辞職勧告決議をいたしました。そして更に3月定例会においても重要議案である一般会計当初予算を否決したということになっておることは、全てが町長の資質を問うものであるということでもあります。

このような政治責任をとらない、そしてこのような結果を招いたことに対する責任を取ろうとしない町長の一連の態度等々を総合的に判断し、本議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算については、不信任の意味を込め反対をいたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算に反対の立場から討論いたします。

この暫定予算は、3月7日開会の定例会において一般会計として提案された予算が否決されることにより暫定予算を組んだものです。

この一般会計が否決された原因として町長に認識を尋ねましたが、全くなぜこの一般会計が否決されたかの認識は持たず議会に対して答弁が二転三転を繰り返し、また事実と異なる答弁をしたり、とどのつまりは議会運営上正常に行っていた委員会についてもパワハラだというような発言まで行い、議会を非常に軽視侮蔑したことにより一般会計が否決されました。

それは、とりもなおさず議会に対する町長の姿勢そのものであると私は思います。にも拘わらず町長に対して今回暫定予算を組むに至ってどのような姿勢で組んだのか、また当初予算に対して否決されたことについての認識を尋ねましたが、全く反省の弁もなく今までどおり、型どおりの反省の言葉しかありませんでした。

残念ながら議会に対して本当に反省をしたというような認識を持つことができず、この暫定予算を組むにあたり所管課それぞれの課においては大変な苦労があったと思います。またそれぞれの課においては財源を確保するための補助金の申請、または過疎債を主な財源とするような地方債の発行についての申請等にも所管の課長以下大変なご苦労があったと思います。そういったご苦労も顧みず、先程述べたような町長の態度が改まらないことに対して残念ながら私はこの暫定予算についても反対をいたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 平成30年度鞍手町一般会計暫定予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第3回臨時会を閉会します。

閉会 14時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 須 藤 敏 夫

議員 熊 井 照 明